

1 本校の部活動

運動部

サッカー（男）、陸上競技（男女）、ソフトテニス（男女）、バスケットボール（女）、バレーボール（女）、フェンシング（男女）、卓球（男女）、柔道（男女）、剣道（男女）、軟式野球（男）（前期のみ）、硬式野球（男）（後期のみ）、弓道（男女）（後期のみ）、

文化部

メディア、美術、サイエンス、書道、茶道、華道、ディベート、吹奏楽、囲碁・将棋、E S S

2 目標

- ① 学業との両立を図り、心身共に健康で学校生活全般に意欲的に過ごす姿勢を育成する。
- ② 自らの興味、関心に基づく活動の中で個性を伸ばし、社会の一員（リーダー）として必要な資質や態度を身に付ける。
- ③ 集団への所属感や連帯感を深め、生徒同士や生徒と指導者との好ましい人間関係の構築を図る。

3 部活動の運営

(1) 休養日及び活動時間等について

【休養日】

- ・学期中の休養日については週当たり2日以上とする（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
週末に大会参加等で活動した場合は、休日を他の日に振り替える）。ただし、後期課程においては大会が実施されるシーズンや競技特性等を考慮し、週当たり2日以上休養日の設定が困難な場合は、少なくとも週当たり1日以上休養日を設けることとする。
- ・長期休業中も学期中に準ずる。

【活動時間】

- ・部活動で活動を必要とする生徒の最終下校時刻を次のとおりとする。
2月1日～10月31日 18:00（条件付きで、後期課程は18:30までの下校延長を認める。）
11月1日～1月31日 17:30（条件付きで、後期課程は18:00までの下校延長を認める。）
ただし、休日と長期休業中は17:00までとする。
- ・1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする（試合、遠征、大会は除く）。
早朝練習は1日の活動時間に含める。
活動時間には移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない。
- ・後期課程は大会参加や競技特性等により、1日の活動時間が上記を超える場合は、週当たりの活動時間の上限を16時間程度とする。

【定期考査にともなう部活動制限】

- ・定期考査時間割発表日から考査終了前日まで放課後の部活動は原則禁止とする。
ただし、考査終了後8日以内に中体連・中文連・高体連・高野連・高文連又は県文化活動組織等が主催する大会がある場合は届け出て、次のような措置を設けることとする。
(ア) 考査時間割発表後も17:00までの活動を認める。
(イ) 考査中も部活動終了時刻を13:30として、活動を認める。
- ・上記期間中は休日の活動を禁止する。

【遠征・合宿】

- ・平素から計画的，かつ熱心に継続的に活動していること。
- ・合宿（県内での宿泊を伴う活動）び遠征（県外での宿泊を伴う活動）が特に必要であると認められるもの。
- ・部活動として，計画に基づき，節度ある合宿・遠征が行えること。
- ・顧問教師の監督指導に無理がないこと。
- ・計画については，必ず年度初めに提出しておくこと。（実施が確定していない場合も，提出することが望ましい。）

【大会参加】

- ・大会参加は，中・高体連主催大会及び中・高文連主催大会への参加を原則とするが，その他の団体が主催する大会や地域の催し等への参加及び他の部活動の応援への同行については，事前に校長の許可を得ることとする。

【活動方針，活動計画，活動実績の公表】

- ・各部の顧問は，年間指導計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- ・校長は各部の活動内容を把握し，生徒が安全かつ充実した活動を行い，教師の負担が過度にならないよう，適宜，指導・是正を行う。
- ・本校の部活動活動方針及び各部の年間活動計画については，生徒・保護者に公表する。
- ・主な活動実績（活動日時，場所，休養日及び大会参加日等）は本校HPに掲載する。

(2) 適切な部活動運営のための体制整備について

- ・各部の顧問は，年間指導計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し，以下にファイルを作成しておく。
- ・校長は各部の活動内容を把握し，生徒が安全かつ充実した活動を行い，教師の負担が過度にならないよう，適宜，指導・是正を行う。
- ・本校の部活動活動方針及び各部の年間活動計画については，生徒・保護者に公表する。

4 その他

(1) 体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するための取組

- ・顧問は，生徒の成長をサポートするための指導に努め，いかなる理由があっても，体罰・ハラスメント等は，決して許されないものであるとの認識を持ち，学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・年2回（5，2月），部活動に係る体罰・不適切な指導・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- ・コーチング推進コンソーシアムが提唱する，グッドコーチに向けた「7つの提言」について全顧問に周知する。

(2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）

- ・年度始めに顧問会議を実施し，学校教育目標に沿った部活動の方針について，共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会，部活動集会等を開催し，部活動が生徒にとってよりよい環境となるよう，適切な指導に向けた研修や情報共有を図る。

(3) 部費の取扱い

- ・部費や部活動に係る生徒からの集金の取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし，適切に管理する。
- ・決算報告については，顧問は校長に提出した上で，保護者にも適切に報告する。

(4) その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。
- ・日々の活動は常にオープンで、活動（練習）及び大会（練習試合等）に関しても保護者等の観覧は可能とし、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。
- ・入部届、後期入部届、部活動継続届、退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。
- ・入学定員の減少等に伴い、随時部活動の精選を令和8年度より検討する。